

無情な滞納処分「助けて」

病気や事故、解雇などの特別な事情で国民健康保険料(税)や住民税などを滞納せざるをえなくなった人に対し、地方自治体が強権的に給料や銀行預金を差し押さえするなどの横行が全国的に広がっています。(原千拓)

税理士の相談に悲鳴次々

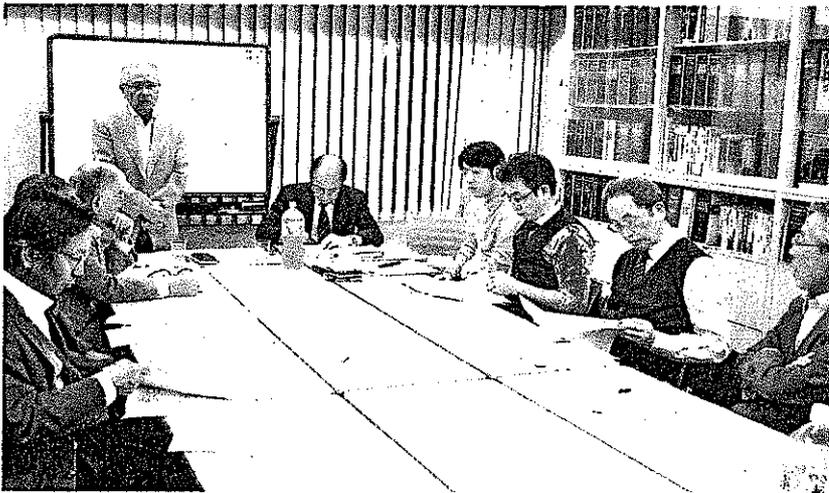
有志の税理士らがつく「滞納相談センター」が瞬く間に膨れ上がっては約30人の税理士たちが「滞納相談センター」しまつといます。

2015年から4年間で約600件以上の相談を求められ、強権的な滞納処分ランディアで行ってきま分には血道をあげています。多くの自治体は、滞納に至った理由や実情を聞かずに、実行可能な納付計画を押し付けたり、

多くは低所得者

同センターの調査によると、滞納相談事例の約7割が給与所得者で、そのうち、多くは派遣、パートなど非正規労働者で、月収25万円未満の低所得者であることが明らかにになりました。ぎりぎりの生活を余儀なくされるなか、事故や病気、解雇などで休業すると生活が立ちゆかなくなり、住民税や国保料などの滞納は、「これでは暮らせな

無理な納付計画・差し押さえ全国で



これまでの滞納相談の集計報告について話し合う滞納相談センターの税理士ら＝11月11日、東京都港区

い。助けて」と滞納相談センターに駆け込んできます。

相談者の東京都の女性は夫と経営していた事業の資金繰りの悪化が原因で数百万円の国保税を滞納しました。事業を休業し、夫婦でパートなどの仕事を掛け持ちして返済

していましたが、分納計画が一部不履行となり行政は給料の差し押さえを強行。夫婦はその後も毎月約20万円の取り立てを受けながら来年5月に完納する予定でした。

自宅公売を通告

ところが突然、行政側

は自宅の公売の実施を通告。相談を受けた税理士は「あまりにも理不尽で過酷な滞納処分だ。国税庁の解釈通達にも違反する」と自宅公売の中止を要求。国税庁の換領事務提要では「公売以外に適切な徴収手段がある場合には、公売をしない」とあります。しかし行政側は税理士の指摘を一顧だにしませんでした。

女性は実家に借金し、辛うじて自宅公売は回避できました。

行政の対応に女性は「自宅の公売を通告されたときは足が震えた。最低限の生活をしながら完納を目指していたのに」。

同センター代表の角谷啓一氏はこう指摘します。「国税庁や総務省が認める滞納処分の基本は『納税者一人ひとりの実情に即応した滞納処分を行う』です。自治体には『住民の福祉の増進』という地方自治の本旨が求められます。強権的な差し押さえや取り立てをやめ、実情を尊重した親身な相談と収納活動へ転換することが必要です」